



2013年6月20日
BSA | The Software Alliance

BSA、報奨金プログラム開始後2週間で7割以上の業界から通報があったと発表

世界的なソフトウェアの著作権保護団体 BSA | The Software Alliance (本部: 米国ワシントン DC、以下 BSA) は本日、「報奨金プログラム」開始後 2 週間 (2013 年 6 月 1 日 – 6 月 14 日) で全 30 業界の 7 割を超す 22 業界から組織内違法コピーの通報があったと発表しました。

2 週間という短期間で全体の 7 割以上 (73.3%) の業界 (全 30 業界中 22 業界) からの通報が明らかになった今回の集計は、組織内違法コピーが特定の業界固有の問題ではなく、多くの業界で今なお起こっている問題であることを示しています。

一方、業界別にみると、同期間中に最も多く通報されたワースト業界が「製造」で全体比 15%、ワースト 2 が「販売・流通」の同 14%、ワースト 3 が「IT」と「サービス」の同 8% で同率となり、第 1 週に通報の多かった 4 業界のうち、製造、流通・販売、IT の 3 業界が引き続き上位を占める結果となりました。

なお、BSA への通報件数は、報奨金プログラムへの関心の高さから急増しており、第 2 週目 (2013 年 6 月 8 日 – 6 月 14 日) は前週比 28% 増という結果でした。

ソフトウェアの違法コピーは良質なソフトウェアの開発を妨げるだけでなく、関連産業全体の成長を鈍化させるなど経済成長にも悪影響を与えます。安全で信頼できるデジタル社会実現の阻害要因でもある違法コピー対策のために、ソフトウェアメーカーは毎年多額の費用を投じています。

BSA は今回実施する報奨金プログラムが、ひとつでも多くの職場の違法コピーを解決し、安全で信頼できるデジタル社会と、健全で適正な職場環境の促進に役立つことを期待しています。

▼業種分類 (30 分類)

IT, IT コンサルティング, 医薬, インターネット, インターネット・プロバイダ, 運送/物流, エンジニアリング, エンタテインメント/旅行, 会計事務所/監査法人, 学校/教育, 金融, グラフィック, 建築/建設, 広告/広告制作, コンサルティング, サービス, 自動車, 人材紹介/派遣, 製造, 設計/デザイン, ソフトウェア開発, 中央省庁/地方自治体, 通信, 販売/流通, 非営利団体, 不動産, 法律事務所/弁護士法人, メディア, レジャー, その他 (50 音順)

【掲載時の読者のお問合せ先】

BSA | The Software Alliance (BSA)

[http:// www.bsa.or.jp](http://www.bsa.or.jp)

▼BSA 報奨金プログラム

報奨金プログラムは、組織内違法コピーの解決につながる有力情報の提供者に対し最大 100 万円の報奨金を提供するというもので、BSA が職場における違法コピーの適正化のために勇気を持ってプログラム期間中に有力情報を提供した情報提供者に対し、その正しい行動を正しく評価し報いることを目的に、2013 年 6 月 1 日から 7 月 31 日までの期間限定で行っている違法コピー対策プログラムです。

▼プログラム概要

プログラム名称: BSA 報奨金プログラム
特設 Web サイト: <http://www.bsa.or.jp/piracy2/index.html>
対象期間: 2013 年 6 月 1 日から 7 月 31 日 (2 か月間)
報奨金額: 最大 100 万円

報奨金支払ガイドライン

対象組織から支払われた和解金	支払われる可能性のある報奨金
2,000 万円以上	100 万円以下
1,500 万円以上 2,000 万円未満	100 万円未満
1,000 万円以上 1,500 万円未満	75 万円未満
500 万円以上 1,000 万円未満	50 万円未満
500 万円未満	25 万円未満

対象情報: 期間中に BSA の情報提供フォームから提供される組織内違法コピー関連情報
報奨金支払条件: 権利者が対象組織から和解金(損害賠償金)を受領した場合にのみ支払われます。情報提供に基づき手続きを開始するか否か、調査をするか否か、どのように調査・手続を進めるか等については全て BSA 及びメンバー企業の裁量となります。

その他重要事項:

- ・公的機関及びこれに準じる民営化企業等は対象となりません。
- ・BSA、メンバー企業又は他の著作権侵害防止団体が既に知っている情報は対象となりません。
- ・氏名・住所・電話番号・電子メールアドレスが正確に記載され、違法コピーの種類、数等が詳細に記載されている必要があります。
- ・本プログラムの実施期間である2013年6月1日から2013年7月31日までに提供された情報に限り、情報受領日は BSA のシステム側の受信記録により判断します。
- ・BSA は、調査・手続の実施、進捗状況、結果、及び実施・不実施の理由等に関する情報を情報提供者に提供する義務を負いません。
- ・詳細については、「適用条件」(<http://www.bsa.or.jp/houshoutekiyou.html>)をご確認ください。

▼組織内違法コピーについて

企業や学校、病院など複数のコンピュータでソフトウェアを使う組織内における違法コピーのことを指しています。現在日本でもっとも多く見られるソフトウェアの違法コピー形態でもあります。例えば、1 台のコンピュータでのみ使用することが許諾されたソフトウェアのパッケージを入手して複数のコンピュータにインストールするような場合がこれに該当します。

BSA の違法コピー対策プログラムは、組織がビジネスを行う際の法律上やセキュリティ上のリスクを軽減するほか、政府による知的財産権に関する法律の順守を助け、商用ソフトウェア市場の反映や世界中の IT 産業に広範な経済的利益をもたらすことに役立ちます。

違法・不正ソフトウェアは、組織や消費者を重大なセキュリティリスクにさらします。違法コピーされたソフトウェアには多くの場合、個人情報盗難、データ損失、システムのクラッシュやセキュリティ侵害などに利用者を感染させるマルウェアが潜在的に含まれています。

ソフトウェアは、製品開発やサービス提供、社内業務の遂行、グローバル市場でのビジネスを支援する組織にとって戦略的な資産です。

▼情報提供フォーム及び情報提供者の個人情報の保護について

BSA は組織内違法コピーの問題解決を目的に、一般から組織内違法コピーに関する情報を受付ける「情報提供フォーム (<https://www.bsa.or.jp/report/form.asp>)」を設置しており、年平均約 400 件の情報が提供されています。なお、情報提供者の個人情報に関しては、BSA メンバー企業が委任した弁護士が厳重に管理し、情報提供者の事前の許諾なしに、BSA メンバー企業を含む第三者に開示することは一切ありません。

▼BSA | The Software Alliance について

BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、世界のソフトウェア産業を代表する業界団体です。世界をリードする BSA メンバー企業は、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションの創造に年間数千億円もの投資を行っています。世界各国の政府との意見交換、著作権をはじめとする知的財産権の保護ならびに教育啓発活動を通じて、BSA はデジタル社会の拡大とそれを推進する新たなテクノロジーへの信頼の構築に努めています。詳しくは、日本の BSA ウェブサイト (www.bsa.or.jp)、または、BSA 本部 (米国、英語) のウェブサイト (www.bsa.org/?country=US) をご覧ください。

【掲載時の読者のお問合せ先】

BSA | The Software Alliance (BSA)

[http:// www.bsa.or.jp](http://www.bsa.or.jp)